「医療非常事態宣言」を解除し「医療特別警報」に切り替えます

令和4年9月13日 新型コロナウイルス感染症対策室

1 趣旨等

8月6日に50%を超え、21日には68.1%まで上昇した本県の確保病床使用率は、9月6日に50%を下回り、昨日時点では39.4%まで低下しています。また、医療機関や高齢者施設における集団的な感染も減少傾向にあります。

本県の医療提供体制は、一時危機的な状況になりましたが、医療従事者の皆様のご尽力や県民の皆様のご協力により乗り越えてくることができました。

このため、「医療非常事態宣言」は解除します。なお、減少傾向にあるものの新規陽性者数は依然として高水準で、医療提供体制への負荷は継続していることから、「医療特別警報」に切り替え、医療負荷の更なる軽減を目指します。

なお、全圏域レベル6としていた感染警戒レベルは、各圏域の感染状況に応じたレベルと します。(下表参照)。

県としては、With コロナを見据え、医療提供体制の整備やワクチン接種の促進により、重症化リスクが高い方を守るための取組に万全を期しながら、社会経済活動との両立を進めてまいります。

レベル	圏域【直近1週間※新規陽性者数(人口10万人当たり)】
5	佐久【983 人 (480.88 人)】、上田【674 人 (347.60 人)】、
	諏訪【1,127 人(581.41 人)】、上伊那【771 人(428.59 人)】、
	南信州【654 人(420. 99 人)】、松本【2, 262 人(533. 90 人)】、
	北アルプス【268 人(476. 59 人)】、長野【2, 768 人(519. 61 人)】、
	北信【291 人(352.54 人)】
2	木曽【30 人(117.75 人)】

[※] 令和4年9月5日から11日まで

2 目標

確保病床使用率について、35%未満に早期に引き下げ、25%を安定的に下回ることを目指す。

3 県としての対策

- (1) 病床使用率の抑制
 - ① ワクチン接種の一層の促進

接種の積極的な検討呼びかけ、県接種会場の設置、高齢者施設への巡回接種など

② 確保病床の効率的な運用

療養解除基準**どおりの転院・退院、症状の悪化がみられない場合の宿泊療養施設や 自宅への療養場所変更についての医療機関への協力要請等、早期転院・退院の促進による、新たに確保した11床を含めた531床の確保病床の効率的な運用 ** 発症日から10 日経過など

- ③ 高齢者施設等における感染拡大防止
 - 同居のご家族に発熱等の症状がある場合にも、施設の利用・従事をできるだけ控えることの周知
 - 積極的な検査の実施支援(抗原定性検査キットの配付、予防的な検査、従事者の出

動前の陰性確認検査、新規入所者に対する検査など)、感染警戒レベル4以上の圏域の 高齢者施設等が行う利用者または従事者を対象とした検査への補助

- 第6波における初期対応や感染対策をまとめた県独自の研修動画配信
- 保健所の指導による感染防止の初期対策の周知徹底、集団感染が発生した際の保健 所との連携によるクラスター対策チームや感染管理認定看護師等の必要に応じた派遣
- ④ 宿泊療養施設の適切な運用

重症化リスクが高い方を優先する入所基準による適切な運用

(2) 外来診療の負担軽減

① 自己検査の活用促進

重症化リスクが低い方に対する診療・検査医療機関受診前の自己検査の協力依頼 (診療・検査医療機関等に対しては、抗原定性検査キットを配付)

② 若年軽症者登録センターの運用

重症化リスクが低いと考えられる 20~40 代で医療機関を受診しない有症状者を対象 とした陽性者登録を行う若年軽症者登録センターの運用の継続

③ 診療・検査医療機関等を増やすための要請 医療機関への要請による診療・検査医療機関の増加(682機関→690機関)

④ 「みなし陽性(臨床診断)」の実施

一定の場合に、医師の判断で検査を行わず臨床症状で診断する「みなし陽性(臨床診断)」の実施

⑤ 受診・相談センターによる相談対応

増加している有症状者等からの相談に対応するために拡充した受診・相談センターの 適切な運用

⑥ 事業所等への要請

陰性証明等(陽性者の職場復帰の際、または新たに療養を開始する際の検査結果を証明する書類)を従業員に求めないことについての事業所等への要請

■ With コロナを見据えた対応

第7波のピークアウトや、全数届出見直しの全国一律での適用 (9/26~) 等の国による With コロナに向けた新たな段階への移行等を踏まえ、次の取組を進めます。

〇 若年軽症者登録センターの対象年齢の拡大

登録センターの対象年齢を、現在の 20~49 歳から、中学生~65 歳未満に拡大 (9/26~) するための準備

〇 自宅療養者に対する相談・診療機関の拡大

自宅療養者の症状悪化時等に、健康観察センターによる相談の受付・案内に加 え、より多くの身近な医療機関に相談・診療をしていただける体制とするための関 係機関との調整

○ オミクロン株対応ワクチンの接種促進

9月下旬以降、オミクロン株対応ワクチンによる追加接種を順次開始、10広域に設置する県接種会場での接種実施など、市町村と連携した接種機会の確保、接種の促進

〇 感染警戒レベル等の見直し

県独自の感染警戒レベル等について、実情に合わせた見直しの検討

4 県民の皆様等へのお願い

- (1) 県民・事業者の皆様及び本県に滞在中の皆様は、別紙1「新型コロナ第7波における県民の皆様へのお願い」に沿った行動をお願いします。特に、感染警戒レベル5の圏域においては、別紙2「感染警戒レベル5の圏域の皆様へのお願い」にご協力いただきますようお願いします。
- (2) 9月下旬から 10 月下旬にかけて追加接種に使用するワクチンがオミクロン株対応型に順次切り替わりますが、現在使用しているワクチンでも重症化予防等一定の効果が得られますので、特に重症化リスクが高い方はオミクロン株対応ワクチンを待つことなく、今接種できるワクチンでの速やかな接種をご検討ください。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷は絶対にやめてください。 新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷により苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち、「支えあい」の輪を広げ、協力してこの危機を乗り越えていきましょう。

新型コロナ第7波における県民の皆様へのお願い (医療特別警報発出中)

令和4年9月13日 長野県知事 阿部 守一

重症化リスクが高い方を守り、医療への負荷を軽減しながら社会経済活動を再生するために、皆様のご協力をお願いします。

1 「ご自身が感染しない。他者を感染させない。」ことを心がけてください

(1) 体調に異変を感じた場合等の対応

○ 重症化リスクが高い方(65歳以上の高齢者、基礎疾患がある方など。)は、のどの 痛み、せき、発熱などの症状がある場合は、速やかに診療・検査医療機関等*へ相 談の上、受診してください。

※ かかりつけ医等身近な医療機関や診療・検査医療機関

- その他の方は、上記の症状がある場合は、外出を控え、症状が続く場合は、診療・検査医療機関等へ相談の上、受診してください。
- 重症化リスクが低く、軽症の方は、できるだけ検査キットによる自己検査をお願いします。なお、自己検査で陽性になった 20~40 代の方は、若年軽症者登録センターのオンライン登録を積極的に利用してください。
- 新型コロナは、無症状でも他者に感染させてしまうリスクがあるため、 体調の異変がいったんおさまった場合でも、混雑した場所への外出やマスクなし での会話など、リスクの高い行動は控えてください。

(2) 基本的な感染防止対策の徹底

- 屋内と屋外であっても近距離 (2 m以内程度) で人と会話するときは、不織布マスクを着用してください。
- 手洗い・手指消毒の徹底、換気の徹底、三密の回避は継続してお願いします。 特に、エアコン使用時や自家用車内でもこまめに換気してください。

(3) ワクチン接種の検討

○ 4回目接種の対象の方(60歳以上の方、基礎疾患のある方等で3回目接種から5か月経過した方等)は、重症化予防のため速やかな接種を検討してください。



- 若年層をはじめとする3回目までのワクチン接種がお済みでない方は、 感染・重症化予防に加え、いわゆる後遺症からご自身を守るためにも、ぜひ 接種をご検討ください。
- 9月下旬から 10 月下旬にかけて追加接種に使用するワクチンがオミクロン株 対応型に順次切り替わりますが、現在使用しているワクチンでも重症化予防等 一定の効果が得られますので、特に重症化リスクが高い方はオミクロン株対応 ワクチンを待つことなく、今接種できるワクチンでの速やかな接種をご検討く ださい。

2 状況に応じた「メリハリのある行動」を心がけてください

(1) マスク着用

場面に応じて適切に着用してください。屋外で近距離での会話をしない時は必ずしも着用していただく必要はありません。熱中症にもご注意ください。

(2) 会食

「新たな会食のすゝめ」を確認してください。「信州の安心なお店」 等感染対策をとっているお店を選び、マスク会食や黙食を徹底し、 大声での会話や長時間の利用を控えるなど、対策を講じながらお楽しみ ください。



(3) 旅行

「新たな旅のすゝめ」を確認してください。感染リスクが高い行動はできるだけ控え、訪問先の都道府県等からの呼びかけに注意して行動してください。また、ワクチン接種や検査の活用により、安心なご旅行をお楽しみください。



2

感染警戒レベル5の圏域の皆様へのお願い (医療特別警報発出中)

重症者の発生を最小限に抑え、陽性者の再度の増加を防ぎ、医療機関等の負荷をさらに軽減することにより、社会経済活動を再生するため、全力を挙げて取り組みます。

県民の皆様には、ご自身が感染しないよう、また、他者を感染させないよう、 改めて基本に立ち返り、「新型コロナ第7波における県民の皆様へのお願い」 に加え、次のように行動していただくようお願いいたします。

令和4年9月13日 長野県知事 阿部 守一

1 重症化リスクが高い方の感染を防ぎましょう

- 重症化リスクが高い方(65歳以上の高齢者、基礎疾患がある方など。)及びその同居者・身近で接する方は、マスクを外しての会話や換気が不十分な場所等、感染リスクの高い場面・場所をできるだけ避け、感染しない、感染させない行動を徹底してください。
- 60 歳以上の方、基礎疾患のある方等、医療従事者・高齢者施設の従事者 等で3回目接種から5か月経過した方は、重症化予防につながる4回目の ワクチン接種を積極的にご検討ください。

なお、9月下旬から追加接種に使用するワクチンがオミクロン株対応型 に順次切り替わりますが、現在使用しているワクチンでも重症化予防等一 定の効果が得られますので、今接種できるワクチンでの速やかな接種をご 検討ください。

2 医療機関の負荷を軽減しましょう

○ 重症化リスクが低く、軽症の方は、医療機関を受診する場合には、できる だけ平日にかかりつけ医や近隣の診療・検査医療機関を受診してください。